

官報

号外 昭和二十四年三月三十一日

○第五回参議院會議錄第五号

昭和二十四年三月三十日(水曜日)午前
十時三十六分開議

議事日程 第四号

昭和二十四年三月三十日
午前十時開議

第一 石炭鉱業等の損失の補てん
に関する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第二 配炭公團法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付) (委員長報告)

第三 日本専賣公社法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第四 公共企業体労働関係法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第五 食料品配給公團法の一部を
改正する等の法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第六 國家公務員法の一部を改正
する法律案(寺尾博君外十三名
発議) (委員長報告)

第七 厚生省兒童局廢止反對に關
する請願(五件) (委員長報告)

第八 厚生省兒童局廢止反對に關
する陳情(三件) (委員長報告)

第九 自由討議

○副議長(松嶋喜作君) 諸般の報告は
朗読を省略いたします。

去る二十六日副議長の選挙において松
嶋喜作君が当選した旨を衆議院、内閣
及び宮内府に通知した。

同日内閣から左の議案を提出した。
食料品配給公團法の一部を改正する
等の法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。
石炭鉱業等の損失の補てんに関する
法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。
酒類配給公團法の一部を改正する法
律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。
配炭公團法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を農林委
員会に付託した。
食料品配給公團法の一部を改正する
等の法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提
出案を商工委員会に付託した。
石炭鉱業等の損失の補てんに関する
法律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を大藏委員会に付託した。
失業保険特別会計法の一部を改正す
る法律案

財政法の一部を改正する法律案

同日議員から左の質問主意書を提出し
た。
上田鐵雄專門学校理科大学昇格に關
する質問主意書(矢野西雄君提出)

農地改良費に関する質問主意書(小
川友三君提出)

各都道府縣水害対策費に関する質問
主意書(小川友三君提出)

行政整理に関する質問主意書(小川
友三君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送し
た。
石炭調査に関する質問主意書(小林
米三郎君提出)

農産所得税に関する質問主意書(池
田恒雄君提出)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。
厚生委員会請願審査報告書第一号

厚生委員会請願特別報告第一号

厚生委員会陳情審査報告書第一号

一昨二十八日内閣から左の議案を提出
した。
貿易公團法の一部を改正する法律案

地方財政委員会法の一部を改正する
法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提
出案を商工委員会に付託した。
貿易公團法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提
出案を委員会に付託した。
日本専賣公社法の一部を改正する法
律案

配炭公團法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正
する法律案

臨時物資需給調整法の一部を改正す
る法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。
貿易資金特別会計法の一部を改正す
る法律案

金資金特別会計法の一部を改正する
法律案

會計法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
酒類配給公團法の一部を改正する法
律案

貿易資金特別会計法の一部を改正す
る法律案

大藏委員会に付託
配炭公團法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。
金資金特別会計法の一部を改正する
會計法の一部を改正する法律案

反税運動取締に関する質問主意書
(池田恒雄君提出)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。
石炭鉱業等の損失の補てんに関する
法律案可決報告書

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員
に任命することを承認した旨回答し
た。
食糧管理局長官 安孫子藤吉君
(畜産局畜政課 伊藤 嘉彦君
長)農林事務官 山地 八郎君
(石炭管理官 波多野義龍君
長)商工事務官 (同配炭局長)
商工事務官

昨二十九日議員から左の議案を提出し
た。よつて議長は、即日これを人事委
員会に付託した。
國家公務員法の一部を改正する法律
案(寺尾博君外十三名發議)

同日議長は、左の内閣提出案を地方行
政委員会に付託した。
地方財政委員会法の一部を改正する
法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。
昭和二十四年度の所得税の四月予定申
告書の提出及び第一期の納期の
特別に関する法律案

昭和二十四年度一般會計暫定予算
昭和二十四年度特別會計暫定予算
同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を委員会に付託した。

金資金特別会計法の一部を改正する
會計法の一部を改正する法律案

官報号外 昭和二十四年三月三十一日 参議院會議錄第五号 議長の報告

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納税の特例に関する法律案

大蔵委員会に付託

昭和二十四年度一般會計暫定予算案

大蔵委員会に付託

昭和二十四年度特別會計暫定予算案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

産業設備償還金の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案

大蔵委員会に付託

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

失業保険特別會計法の一部を改正する法律案可決報告書

可決報告書

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案可決報告書

可決報告書

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

村一男君より人事委員を、平岡市三君より経済安定委員を、大塚三三君、山田佐一君より商工委員を、高瀬莊太郎君より予算委員を、高瀬莊太郎君より決算委員を、それ、理由を附して辭任の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

御異議ないものと認めます。つきましては、その補欠として、人事委員に山田佐一君を、経済安定委員に大塚三三君を、商工委員に平岡市三君、北村一男君を、予算委員に高瀬莊太郎君を指名いたします。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

第一條 政府は、石炭鉱業その他の

鉱業又は電気事業を業とする者に
対し、石炭鉱業については昭和二十
二年七月六日から昭和二十三年六
月二十二日まで、石炭鉱業以外の
鉱業については昭和二十三年五月
一日から昭和二十三年七月三十
一日までの間、電気事業については
昭和二十一年十一月一日から昭和
二十三年六月二十二日までとの間
におけるその者の責に帰すること
のできない事由による損失で、生
産の確保のため避けることができ
なかつたと認めざるものを補てんす
る。

2 前項の規定により政府が補てん
する金額は、石炭鉱業については
総額百七億九千四百万円、石炭
業以外の鉱業については総額三億
二千八百万円、電気事業について
は総額二十九億九千二百万円をこ
えてはならない。

3 第一項の規定により補てんする
金額は、商工大臣が大蔵大臣と協
議して定める基準に従い、商工大
臣が定める。

(登録國債の交付)
第二條 政府は、前條の補てんの債
務の決済を、登録國債の交付によ
り行うことができる。

2 前項の規定により決済のため交
付する登録國債の交付價格、償還
期限及び利率は、次の通りとな
る。

一 交付價格 額面百円につき百
円

二 償還期限 十年

三 利率 年五分五厘

3 政府は、前條の補てんの債務の
決済のため必要な金額を限り、公
債を発行することができる。

(復興金融庫等に対する債務の
弁済)
第三條 第一條の規定により補てん
を受ける者は、復興金融庫又は
別表に掲げる者に対する債務で、
商工大臣の指定するものがある
ときは、商工大臣及び大蔵大臣の指
示するところに従い、同條の規定
による補てんとして前條に定める
登録國債を受ける権利をもつて当
該債務を弁済しなければならな
い。

2 前項の者は、復興金融庫に対
する債務で同項に掲げるもの以外
のもの又は別表に掲げる者に対す
る債務で商工大臣の指定するもの
があるときは、同項の権利をもつ
て当該債務を弁済することができる。

3 別表に掲げる者が前二項の規定
により弁済を受領したときは、商
工大臣及び大蔵大臣の指示する
ところに従い、弁済として受領した
第一項の権利をもつて復興金融庫
庫に対する債務を弁済しなければ
ならない。

4 前三項の弁済により消滅する債
務の額は、弁済に充てられた権利
に係る登録國債の額面に相当する
額とする。

(復興金融債券の償還)
第四條 復興金融庫は、日本銀行
の所有する復興金融債券の償還を
するに当り、前條の規定により弁
済して受領した権利に係る登録
國債をもつて償還に充てることが
できる。

2 前項の規定により償還される復
興金融債券の額は、償還に充てら
れた登録國債の額面に相当する額
とする。

(税法の特例)
第五條 第一條の規定による補てん
を受けた損失の金額のうち、補て
んを受けた日の属する事業年度開
始の日前一年にあたる日の前日以
前に開始した事業年度において生
じたもので、法人税法(昭和二十
二年法律第二十八号)による所得
及び地方税法(昭和二十三年法律
第百十号)により事業税を課する
場合における所得の計算上まだ損
金として繰入金から控除されたこ
とのないものについては、これら
の所得の計算上、これを益金に算
入しない。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

別表
北海道石炭株式会社
常磐石炭株式会社
山口石炭株式会社
北九州石炭株式会社
西九州石炭株式会社
〔審査報告書は都合により第八号
末尾に掲載〕

配炭公團法の一部を改正する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十四年三月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

配炭公團法の一部を改正する法律
案
配炭公團法の一部を改正する法
律

配炭公團法(昭和二十二年法律第
五十六号)の一部を次のように改正
する。

第三十二條第一項中「四月一日」
を「七月一日」に改める

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

〔小畑善夫君登壇、拍手〕
〇小畑善夫君 商工委員会に付託にな
りました石炭鉱業等の損失の補てん
に関する法律案の審査の経過並びに結果
について御報告申し上げます。

先ず、法案提出の理由及び趣旨につ
きまして、簡単に申し上げます。御承知の
ごとく石炭鉱業、金属鉱業、電気事業等
いわゆる基幹産業が、終戦以来、日本経
済復興の要請に應えて、あらゆる戦後
の難条件下に拘わらず、政府より與え
られました生産目標達成のために、官
民相協力して鋭意努力して参つたので
あります。が、このような強行策の結果
として、該企業については現在までに
歴大なる赤字融資が復興金融庫より
なされたのであります。ところが、この
ような赤字が当該企業の新動定に累積
している限り、第一に、経済力集中排
除法の実施の際の企業分割が法律技術
的に困難であること、第二に、いわゆる

企業三原則を中心とする企業合理化促
進の障害となること、第三に、当該赤
字融資の主体である復興金融庫の性
格が根本から反省され、健全なる金融
機関として育成すべきことが要請され
ております。政府においても何らかの措置を
取らなければならなくなつたこと等、
三つの理由によりまして、政府におい
て本年度内に急速に処置しなければなら
ぬ必要性に迫られたのであります。

かくて政府において仔細に亘る検討の
結果、当該企業に対する復興金融債中、
石炭鉱業については、昭和二十二年七
月六日より同二十三年六月二十二日ま
での分百七億九千四百万円、金属鉱業
即ち法案に關つてある石炭鉱業以外の
鉱業には、昭和二十三年五月一日より
同年七月三十一日までの分三億二千
百円、電気事業については、昭和二十一
年十一月一日から同二十三年六月二十
二日までの分二十九億九千二百万円、総
計百四十一億一千四百万円に上る赤字
金額は、その額から言つても企業自体で
は事実上返済不可能であり、又発生原
因から見て企業自身の責任に帰する
ことは不合理である。換言すれば、生産
目標達成のため止むを得ざる赤字であ
ることを政府において認めたのであり
ます。而うしてこれに對しては、額面
百円につき百円の交付價格で、償還期
限は十年、年利率五分五厘の政府発行
の登録國債を当該企業に交付し、これ
により復興金融債の弁済に當て、企業
の整理の健全化に基礎を與えんとする
ことを目的としたものであります。

尚、登録國債を以て弁済を受けた復金
は、これを以て日銀所有の復興金融債の

償却に充てられるよう規定してあります。

次に、本法案に関する質疑應答について申し上げますが、詳細は速記録に譲るといたしまして、その主なるものにつきまして二三申し上げます。一委員より、石炭鉄業等のかかる膨大な赤字の原因は何かとの質疑がありました。政府はこれに対し、石炭については生産目標達成のために労働者に對する、例えば生産奨励金のような奨励対策や、争議による基準ベースの引上げ等の労務費が補填額の大部分を占め、その他に福利関係法律改訂による法定福利費の増額、米價の改訂その他による労務物資の公定價格の値上り等があり、これらにより炭價に織り込んだ労務関係費が超過したためである。炭鉄以外の鉄業は石炭とは異なり、純然たる賃金の差額で、而もその差額は昨年四月の争議解決による賃金引上げのものである。電気事業に對するものも亦純然たる賃金差額である。これらに關しては当該産業の重要性に鑑み、生産目標達成のため対処したるもの、價格改訂によらずして財政処理を認めたもの、或いは争議の妥結と物價改訂との時間的食い違い等による損失で、明らかに政府の責任に帰すべきものであるとの答弁がありました。次に、補填額の決定に當つては經營内容を精査する必要があるが、その内容を十分に示さずに補填額を決定することはいかかとの質問に對しては、事業の損益計算によらず、原價計算上において政府の責任が明確なるもののみに限定し、その他の赤字については企業の合理化に俟つ旨の答弁があつたのであります。

あります。又、本法案による補填により、今後は九原則下において企業の健全經營は可能かとの質疑に對し、石炭企業に對しては採炭夫の能率は向上しつつあるので、坑内夫、坑外夫の比率の改善、その他の合理化により経理の改善を期待し得るとの答弁がございました。尚、石炭鉄業における関連産業の未拂いに対する政府の對策如何との質問に對しては、関連産業に對する支拂資金は、設備資金によるものと運轉資金によるものとがあるが、前者については、既設工事又は発註機械に對する政府の融資の復金融資が引締められ、未拂いとなつたもので、極力計画通りの融資額は支出するように努力する。運轉資金によるものについては、從來赤字金融により貯われていたものであるが、新情勢に應じて別途の方法を考究中であるとの答弁がありました。又、登錄國債の発行により均衡予算を乱さないかとの質問には、年利子約八億円の支出に止まり、健全財政に支障はない。尚、今後は止むを得ない措置であつて、今後はかような補填は絕對に行わないとの答弁がありました。以上の外、其餘産業に對する國家管理法の價値、争議に對する政府介入の法的根拠等、重要な質疑並びにこれに對する應答がございました。

次に討論に入り、栗山委員より、かかる膨大な赤字を検討する十分な期間を與えずに決定せしめんとすること、及びこの損失補填は結局國民の負担においてなされるとの二点から反対意見が開陳され、細川委員よりは、首相の施政方針演説前に、このような重要な法案を審議にかけることの政治道徳的不當、及び本法案に掲げられた事業の経理内容に對する資料不足を理由に、同じく反対意見の開陳がありました。かくして採決の結果、本法案は多数を以て可決いたしましたのでございます。右御報告申し上げます。(拍手)

次に、商工委員会に付託されました配炭公團法の一部を改正する法律案についての審査の経過並びに結果を申し上げます。

本改正案の趣旨とするところを申し上げますと、日本經濟復興の基礎物資たる石炭及びコークス等の一手買取販賣機關である配炭公團の組織法、即ち配炭公團法は、昭和二十二年四月に制定され、本年四月一日を以て失効になるものであります。昨年来、石炭情勢にも相當変化がございましたので、当該公團の組織及び運営に再検討を加えるべく時期に到達いたしました。このような客觀條件の変動から見ても、早急にこの存廢及び改正を加えることは當を得たものでないもので、新情勢に適應する方策の決定実施まで、尙若干の期間を置くの必要を認め、その間十分に審議検討を加えることを前提として、取敢えず本法の有効期間を三ヶ月延長いたしますのであります。

以上趣旨に則り、当委員会において、政府委員との間に活潑な質疑應答がありました。政府においては、本法律期間満了後における方策について研究するも、未だ結論に到達してないことが明らかとなりましたので、討論を省略し、採決の結果、全会一致を以て可決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 少数意見者から報告することを求められております。報告時間は五分間に制限いたします。栗山良夫君。

(栗山良夫君登壇、拍手)

○栗山良夫君 私は只今上程せられた石炭鉄業等の損失の補てんに関する法律案に對しまして、少数意見として反対をいたすものであります。

反対の第一点は、石炭鉄業並びに電気事業に對する國家管理の拙劣なる点であります。今日これらの企業は經營不振の極にあると言われておりますが、その最大原因は、政府の價格政策の拙劣さから來たものか、或いは企業經營の放漫から來たものであります。然るに政府はこの重要な点に對しまして、徹底した分析と迅速な措置を講ずることを怠りまして、当然生れ出るべくして生れた損失に對して、最も容易な方法を以て局面を糊塗せんとすることは全く了解に苦しむものであります。(その通りと呼ぶ者あり)小林政務次官は、今回の損失補填は、決して各企業の損益計算上の損失補填ではない。政府が労働争議に介入して定めた賃金が、原價計算繰込みの賃金から、はみ出して生れた損失の補填であると申されております。賃金は價格形成の大きな要素でありまして、その繰込み方が間違つたといふことは、インフレーション、或いはこれに基づくこの賃金情勢の見通しを誤まつた政府の失態であります。又、價格が損益計算上最大の比重を占めますことは當然過ぎる程當然のことでありまして、損益計算上の損失補填でないとして、得ないのであります。(その通りと呼ぶ者あり)

反対の第二は、一部企業の損失をば公債に肩替りすることによりまして、國民大衆への負担を轉嫁する点であります。二十四年度予算を窺ひ知りましますところでは、実に思ひ切つた政策の轉換によりまして、その公約は殆んど翻上げせられんといたしてあります。税の重圧はますます厳しく、金融の逼迫によりまして、弱小企業は破産の前途にあり、二百五十万の失業者を對する生活保障、又廻るべきものなといった状況であります。特に第一回國會以來叫び続けられました六三制予算確立の要求は全く路みにじられ、全國各地において市町村長の責任追及、リコールが行われんとしておるのであります。このような社会的不安の中におきまして、大衆負担の軽減と中小企業の振興を公約とした民自由党内閣の今次國會第一番目の重要法案が、百四十億一千四百万円の巨額を國民大衆に負担せしめんとして、おりますことは、全く皮肉であり、政治責任いすにありやと申さなければなりません。(その通りと呼ぶ者あり) 今回の損失補填も結局金融機關への紐付き補填でありまして、金融機關への奉仕以外の何物でもありません。(その通りと呼ぶ者あり) 昨年僅か十数億の軍事公債利拂停止に對し、金融機關の意を受けて反對せられた民自由党のことを思い合せますならば、階級闘争を否定せられる民自由党が最も強く奉仕する階級こそ、いずこであるかがはつきりと國民の前に示されたと言わなければなりません。(その通りだと呼ぶ者あり)

反対の第三は、二十四年度に入りまして、私の反対意見を終ります。

(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。

先ず石炭、鉄鋼等の損失の補てんに関する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○副議長(松嶋喜作君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

(起立者多数)

○副議長(松嶋喜作君) 次に配炭公團法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○副議長(松嶋喜作君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

(起立者多数)

○副議長(松嶋喜作君) 日程第三、日本専賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。尙本案につきましては、少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

私は以上の三点を挙げて反対意見といたしますが、この重要法案が、首相の施政方針演説の前に、而も僅かな審議期間と、不十分な資料の下に成立を急がれたことは、國民諸君に全く申訳ない存ずるのであります。特に大蔵、安定本部、商工の各省で出されました損益計算は、その数値がそれぞれ異なると言われておりますけれども、その資料すら私共は入手し検討する機会を得なかつたことは極めて残念であります。同僚議員各位が私の意見に多数御賛成あらんことをお願いいたします。

昭和二十四年三月二十八日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 松平恒雄殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

日本専賣公社法の一部を改正する法律案

(櫻内辰郎君登壇、拍手)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本専賣公社法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十五日より三月二十九日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。日本専賣公社法は第三回会において可決せられ、本年四月一日より施行することとなつておりますが、今回政府において決定した行政機構及び人員整理の方針と関連し、これが施行期日を本年六月一日に延期しようとするものであります。

さて、本案審議に当り各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対し懇切なる答弁がございましたが、今その主なるものを申し上げますと、一委員より、日本専賣公社法を速かに実施して理想的な経営をやり、その上で整理をすればいいのであつて、施行期日を六月一日に延ばさなければならぬといふのは、他に理由があるからではないのかとの質疑に対し、政府委員より、日本専賣公社に対する監督行政機構をどうするかという問題もあり、又公社の発足に対する準備上、一般の行政機構改革と同時に進行することが都合なので六月に延期することにいたしました、外に何らの理由はないとの答弁がありました。又一委員より、日本専賣公社法第九條第四項によると、葉煙草を耕作する者から専賣事業審議会の委員を任命することになつてゐるが、第三回会において審議の際、廣く専賣事業に関係ある者から任命するように次の国会で改正せられることを希望して、これに賛成したのである。当時専賣當局も同意見であつたのであるが、今回はこの点に何ら触れていない、その理由を承わりたいとの質問に対し、政府委員から、今回は日本専賣公社法の施行期日の延期のみを審議願うこととし、他の問題はこれを他日に譲ることとした。今後適當な措置を考えたいとの答弁がありました。その他の質疑應答は速記録に譲りたいと思ひます。

三月二十九日質疑を終局し、討論に入り、小川友三委員より、施行期日を七月一日とする修正意見、中西功、木村福八郎兩委員より反対の意見、又黒田英雄、油井賢太郎兩委員より條件附賛成の意見が述べられました。かくて討論を終結し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

日本専賣公社法の一部を改正する法律案

日本専賣公社法の一部を改正する法律案

日本専賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「三月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

附則第一項中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(櫻内辰郎君登壇、拍手)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本専賣公社法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十五日より三月二十九日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。日本専賣公社法は第三回会において可決せられ、本年四月一日より施行することとなつておりますが、今回政府において決定した行政機構及び人員整理の方針と関連し、これが施行期日を本年六月一日に延期しようとするものであります。

さて、本案審議に当り各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対し懇切なる答弁がございましたが、今その主なるものを申し上げますと、一委員より、日本専賣公社法を速かに実施して理想的な経営をやり、その上で整理をすればいいのであつて、施行期日を六月一日に延ばさなければならぬといふのは、他に理由があるからではないのかとの質疑に対し、政府委員より、日本専賣公社に対する監督行政機構をどうするかという問題もあり、又公社の発足に対する準備上、一般の行政機構改革と同時に進行することが都合なので六月に延期することにいたしました、外に何らの理由はないとの答弁がありました。又一委員より、日本専賣公社法第九條第四項によると、葉煙草を耕作する者から専賣事業審議会の委員を任命することになつてゐるが、第三回会において審議の際、廣く専賣事業に関係ある者から任命するように次の国会で改正せられることを希望して、これに賛成したのである。当時専賣當局も同意見であつたのであるが、今回はこの点に何ら触れていない、その理由を承わりたいとの質問に対し、政府委員から、今回は日本専賣公社法の施行期日の延期のみを審議願うこととし、他の問題はこれを他日に譲ることとした。今後適當な措置を考えたいとの答弁がありました。その他の質疑應答は速記録に譲りたいと思ひます。

三月二十九日質疑を終局し、討論に入り、小川友三委員より、施行期日を七月一日とする修正意見、中西功、木村福八郎兩委員より反対の意見、又黒田英雄、油井賢太郎兩委員より條件附賛成の意見が述べられました。かくて討論を終結し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 少数意見者から報告することを求められております。報告時間は五分間に制限いたします。小川友三君。

(小川友三君登壇)

○小川友三君 日本専賣公社法の一部を改正する法律の施行を七月一日に延期するという意見を以てしまして、本案に反対しました理由を申し上げます。

日本の煙草の戦前の生産は八百億本であつたのであります。現在の生産は六百億本以下であります。この生産の減少が煙草の氾濫となつておるのであります。そこで政府は工場を増大して職員を殖やして、そうして増産をするという声明をしておるにも拘わらず、政府の行政整理の方針のために、これを六月一日に延ばすのだというものが本案の改正の意見でありまして、大きな食い違いがあるものであります。

(副議長退席、議長着席)

工場従業員を二〇%削減するのだと言つておるかと思ふと、その次には工場を新規に作つて、工員を殖やすのだというやうな食い違いがあるのであります。八百億本の煙草の生産があれば、煙草の発生する余地は全然ないのであります。こうした見地から、現在の戦世の大政治家として吉田総理大臣が行政整理をやるやうという場面に當りまして、これは民自党の政策が親心を以て立派な政治を布いて貰いたいという觀念から、今回の行政整理は極めて慎重を期して貰つて、失業した者が親の業を手傳い、或いは親戚、友達に親の業を手傳い、或いはその生活に困らないやうな立場にはつきりとある者を整理して行くやうな立場を取り

まして、生活に全く困るような失業者を出さないように、この点を慎重に研究して貰うために一ヶ月間の延期を私は主張したのであります。(一ヶ月では足りないんじゃないかと呼ぶ者あり)

一月月では正に足りないと思ひますが、政府の原案の一部もこれは経済九原則の立場から認めなければならぬといふところもありますので、こうしたことを中心に一ヶ月延期の案を主張したのであります。現在専賣公社には三万八千余人の方が働いておられるのであります。事務系統が三〇%の首切り行政整理をし、現業の方で二〇%の行政整理をするという重大なる場面を当りまして、私は失業者の人々を困らないようにするところの行政整理をやつて頂きたいといふ、かような念願から、すでに政府の行政整理の方針が、困らないような立場におる人を調査して整理をするようにという私は質問主意書を提出してあるものであります。こうした見地から、専賣公社法の一部を改正する法律案の実施に当りましては、極めて慎重を期してやつて頂きたいという主張で、本案の一ヶ月の延期を主張し、反対したのであります。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と

いたします。先ず委員長の報告を求めます。労働委員長山田節男君。

(審査報告書は都合により第八号末尾に掲載)

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月二十八日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

に延期いたすものでございます。本案は、三月二十四日内閣より国会に提出せられ、即日日本委員会に付託せられましたので、同月二十六日委員会を開き、予備審査を行なつたのであります。委員会には鈴木労働大臣ほか政府委員が出席せられ、本法案に関して宿谷政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。その説明の要旨を申し上げます。

附則第一項におきまして本年四月一日より施行されることになつておりますが、今回の行政機構の整備等に關連して、日本専賣公社及び日本國有鉄道法の施行期日を六月一日に延期する法律案を別にこの国会に提出されましたので、公共企業体労働関係法の主体たる公共企業体の発足も亦延期せられ、これと符節を合せる必要上本法案を提出したのとこととでございました。公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案は、本月二十八日衆議院から本院に送付せられましたので、二十九日委員会を開催、審議いたしましたところ、別に質疑もなく、直ちに討論に入りまして、可決したところ、竹下委員より討論終局の動議が提出せられまして、異議なくこれを可決したのであります。かくて採決に入つたのでございますが、その結果、本法案は全会一致を以て原案通り可決すべきものとせられた次第でございます。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第五、食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

(審査報告書は都合により第八号末尾に掲載)

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

造船局振置運轉資本の増加等に関する法律案

第一條 従来の造船局振置運轉資本に二千万円を増加する。

2 前項の資本の増加に充てたるため、昭和二十三年度において一千万円、昭和二十四年度において一千万円を造船局資金から繰り入れることができる。

第二條 造船局特別会計法（大正四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第九條ノ二の次に次の一條を加える。

第九條ノ三 本会計ニ於テ支拂義務ノ發生シタル歳出金ニシテ当該年度内ニ支出済ト爲ラザリシモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ財政法第四十三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

大蔵大臣第一項ノ規定ニ依ル繰越ヲ爲シタルトキハ會計検査院ニ之ヲ通知スベシ

第一項ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲シタルトキハ当該歳費ニ付テハ財政法第三十一條第一項ノ規定ニ依リ予算ノ配賦アリタルモノト看做ス

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、療養費、福祉施設費、管轄費その他の諸費をもつてその歳出とする。

第四條及び第五條を次のように改める。

第四條及び第五條 削除

第六條中「普通保険勘定又は失業保険勘定及び「当該勘定」をこの会計に改め、「又は保険金」を削る。

第八條中「これを普通保険及び失業保険の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて、」を削る。

第十條中「各勘定をこの会計に改める。

第十一條中「失業保険勘定」及び「当該勘定」をこの会計に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 この会計において、決算上剰余金を生じたときは、政令の定めるところにより、積立金として積み立てなければならぬ。

この会計において、決算上不足を生じたときは、政令の定めるところにより、積立金からこれを補足する。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 この会計において、一般会計から受け入れた金額が、当該年度における船員保険法第五十八條の規定による國庫負担金の金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同條の規定による國庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌年度まで一般会計に返還し、当該不足額は、翌年度までに一般会計から補てんするものとする。

第十六條中「普通保険勘定及び失業保険勘定の各」をこの会計の」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

附則

1 この法律第十五條の二の改正規定に関する部分は、公布の日から、その他の部分は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2 昭和二十三年度の決算に関して、は、なお、従前の例による。

3 この法律施行の際、従前の普通保険勘定及び失業保険勘定に属する積立金は、政令の定めるところにより、この会計の積立金となるものとする。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案

失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 この会計において、一般会計から受け入れた金額が、当該年度における失業保険法第二十八條の規定による國庫負担金の金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同條の規定による國庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌年度まで一般会計に返還し、当該不足額は、翌年度までに一般会計から補てんするものとする。

第十三條の二 この会計において、一般会計から受け入れた金額が、当該年度における失業保険法第二十八條の規定による國庫負担金の金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同條の規定による國庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌年度まで一般会計に返還し、当該不足額は、翌年度までに一般会計から補てんするものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました造船局振置運轉資本の増加等に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十八日より三月二十九日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。この法律を制定しようとした理由は第一は、造船局の従来の振置運轉資本は、昭和十七年度末におきましては四百万円でありましたが、昭和十八年度以降、漸次同会計資金から受入れまして、昭和二十二年年度末におきましては三千万円と相成つたのであります。然るところ同会計の作業資産中、原材料の購買と、廣島支局における修繕から検査まで一貫作業を開始いたしましたこと、並びに大阪本局及び東京支局の戦災復旧等のため、事業用器具と、雇用器具の購入等の必要がありましたので、作業資産額が、現在の振置運轉資本額を約二千万円超過することと相成つたのであります。

理由の第二は、同会計におきまして支拂義務を生じました歳費を翌年度に繰越す規定が同会計規則に規定されておりましたが、財政法施行に伴いまして、これを同会計規則から本法に掲げようとするものであります。

さて、本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對

し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、三月二十九日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました船員保険特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十八日より三月二十九日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。今回改正いたそうとする第一点は、船員保険特別会計におきまして、昭和二十二年十二月法律第二百三十六号を以ちまして、この会計を設け置いたこと以来、同会計を普通保険勘定及び失業保険勘定の二勘定に分けて整理を行なつて参つたのであります。二勘定に区分いたしたとす、整理上非常に複雑且つ非能率でありますから、整理の能率化を図るために、この勘定区分を廃止いたそうといたしたのであります。第二点は、船員保険法に基く國庫負担金を一般会計から受入れた場合に、精算上過不足を生ずる場合がありますが、現行法では年度経過後におきまして、この処理ができかねるので、この場合には一般会計に返納せず、翌年度分の國庫負担金に充当する等の途を開こうとするものであります。さて、本案審議に当り、各委員より

熱心なる質疑があり、政府亦これに對して懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、三月二十九日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

次に、只今議題となりました失業保険特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十八日より三月二十九日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

先ず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。今回改正いたそうとする第一点は、失業保険特別会計におきまして、失業保険法に基く國庫負担金を一般会計から受入れた場合に、精算上過不足が生ずる場合がありますが、現行法では、年度経過後におきまして、この処理ができないのであります。二勘定に区分いたしたとす、整理上非常に複雑且つ非能率でありますから、整理の能率化を図るために、この勘定区分を廃止いたそうといたしたのであります。第二点は、失業保険法に基く國庫負担金を一般会計から受入れた場合に、精算上過不足を生ずる場合がありますが、現行法では、年度経過後におきまして、この処理ができないのであります。さて、本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對して懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、三月二十九日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 参事をして報告いたさせます。

〔宮坂参事朗讀〕

本日委員長から左の報告書を提出した。地方財政委員会法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、地方財政委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡本重蔵君。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

地方財政委員会法の一部を改正する法律案

右 閣会に提出する。

昭和二十四年三月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

地方財政委員会法の一部を改正する法律案

地方財政委員会法の一部を改正する法律案

地方財政委員会法(昭和二十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十四年三月三十一日」を「昭和二十四年五月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

〔岡本重蔵君登壇、拍手〕

○岡本重蔵君 只今緊急上程になりました地方財政委員会法の一部を改正する法律案について、その内容、委員会の審議経過並びに結果を御報告申し上げます。本法案は、地方財政委員会の存続期間につき、昭和二十四年三月三十一日までと規定してあるのを、この地方財政委員会に代るべき新たな行政機構が設置されるまで、差当り五月三十一日まで延期しようとするものであります。政府はこの種機關として、現在の地方財政委員会及び総務廳官房自治課を廢止し、総務廳の外局として地方自治廳と稱すべきものを設置することに決し、目下關係法案の準備を急いでおり、本委員会におきましてもこれを適當と認めてゐるのであります。その細部については更に詳細な検討を要するものがあります。この種機關の設置は、行政組織法に基く各省設置法の施行と同時に進行することが適當であると考へられます。よつて未だ右行政機構の成立を見ない今日、地方財政委員会を存続せしめて置くことを必要であると認め、本委員会においては、全会一致を以て本法案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第七の附則及び日程第八の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重蔵君。

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第百六十二号、第百七十三号、第百七十五号、第百八十号、第百九十一号 厚生省兒童局廢止反対に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年三月二十六日
厚生委員長 塚本 重蔵
參議院議長 松平恒雄殿

厚生委員会請願特別報告第一号
厚生省兒童局廢止反対に関する請願

第百六十二号 廣浜市神奈川区
桐樹一二 山崎次郎外四名提出

第百七十三号 東京都豊島区長
崎三ノ三七豊島母子寮内 友

崎五月外二十八名提出

第百七十五号 福島縣安積郡富
久山町久保田 伊藤孝子提出

五三

第百八十号 福島縣郡山市役所
内 永山タダ外一名提出
第百九十一号 福島縣郡山市堂
前町一郡山立金透小学校
P・T・A内 鳴原彌作外五名
提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年三月二十六日

厚生委員長 塚本 重蔵
參議院議長松平恒雄殿

意見書案

厚生省兒童局廢止反對に關する請願

請願者 横浜市神奈川区桐畑一

二 山崎次隆外四名

請願者 東京都豊島区長崎三ノ

三七豊島母子寮内 友崎五月

外二十八名

請願者 福島縣安積郡富久山町

久保田 伊藤秀子

請願者 福島縣郡山市役所内

永山タダ外一名

請願者 福島縣郡山市堂前一郡

山市立金透小学校P・T・A

内 鳴原彌作外五名

右の請願は

兒童の福祉増進のために制定された兒童福祉法を完全に施行する必要上誕生した厚生省兒童局が、今回の行政機構の整備によつて廢止せられる由であるが、かくては、兒童福祉法に掲げられた立法精神は完全にその意義を失ひ、將來の兒童行政に大なる禍根を残し、文化國家建設の將來に一大暗影を投ずることになるから、兒童局の廢止に反對するとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は

妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第一

号

一議院の會議に付するを要するもの。

第百八号、第百三十五号、第百四十三号 厚生省兒童局廢止反對に關する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年三月二十六日

厚生委員長 塚本 重蔵
參議院議長松平恒雄殿

厚生委員会陳情特別報告第一号

厚生省兒童局廢止反對に關する陳情

第百八号 横浜市西区高島通二

ノ三〇新興クラブ内財團法人

神奈川縣社會事業協會理事

長 山崎次隆提出

第百三十五号 東京都澁谷区原

宿三ノ二六六社團法人日本助

産婦看護婦保健婦協会内 井

上なつあ君提出

第百四十三号 福島縣郡山市老

町 林平蔵外六百四十四名提

出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年三月二十六日

厚生委員長 塚本 重蔵
參議院議長松平恒雄殿

意見書案

厚生省兒童局廢止反對に關する陳情

陳情者 横浜市西区高島通二ノ

三〇新興クラブ内財團法人神

奈川縣社會事業協會理事長

山崎次隆

陳情者 東京都澁谷区原宿三ノ

二六六社團法人日本助産婦看

護婦保健婦協会内 井上なつ

あ

陳情者 福島縣郡山市老町、林

平蔵外六百四十四名

右の陳情は

兒童の福祉増進のために制定された兒童福祉法を完全に施行する必要上誕生した厚生省兒童局が、今回の行政機構の整備によつて廢止せられる理由であるが、かくては兒童福祉法に掲げられた立法精神は完全にその意義を失ひ、將來の兒童行政に大なる禍根を残し、文化國家建設の將來に一大暗影を投ずることになるから、兒童局の廢止に反對するとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情特別報告第一号

厚生省兒童局廢止反對に關する陳情

第百八号 横浜市西区高島通二

ノ三〇新興クラブ内財團法人

神奈川縣社會事業協會理事

長 山崎次隆提出

第百三十五号 東京都澁谷区原

宿三ノ二六六社團法人日本助

産婦看護婦保健婦協会内 井

上なつあ君提出

第百四十三号 福島縣郡山市老

町 林平蔵外六百四十四名提

出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年三月二十六日

厚生委員長 塚本 重蔵
參議院議長松平恒雄殿

八十号、同じく第百九十一号、並びに陳情文書表の第百八号、同第百三十五号、同第百四十三号、以上請願五件、陳情三件は、いづれも厚生省兒童局廢止反對に關する件でありまして、その趣旨も全く同一のものでありますので、ここに一括して御報告を申し上げます。

兒童の福祉増進のために制定せられた兒童福祉法を完全に施行する必要上誕生した厚生省兒童局を、今回の行政機構の整備によつて廢止する意向が行政機構から参考案として提示せられたのであります。かくては兒童福祉法に掲げられました立法精神は完全にその意義を失ひ、國民厚生行政に大なる禍根を残し、文化國家建設の將來に一大暗影を投ずることになるから、兒童局の廢止に絕對反對すると共に、これを存置して一層拡充強化の方策を講ぜられたいというのが、請願及び陳情の趣旨であります。

本件は、先に三月上旬厚生委員一行が、院議によりまして、關西及び東北地方にそれ／＼出張調査に参りました際にも、各地到る所におきまして多数の陳情を受けたのみならず、又同趣旨の熱烈なる陳情團が日々本院を訪れまして、熱涙を以て要請し続けられておるのであります。更に全國各地の有志及び諸團體から郵便文書又は電報によるものも夥しい数に達しておるのであります。本委員会におきましては、本件審議の必要上、先ず厚生省並びに行政管理局両當局の意向及び政府の方針等につきまして種々聴取したのであります。厚生省當局といたしましては、たとえ行政機構の改革がありまし

ても、兒童局はこれを従来通り存置したいとの意向であり、目下政府各方面との折衝中であるとの答弁でありました。よつて委員会におきましては慎重に審議をいたしたのであります。各委員より極めて熱烈なる意見の開陳がありましたので、ここにその概要を申し上げます。

日本が戦争を放棄して民主主義國家として、平和日本、文化日本、道義日本、の建設を高らかに宣言いたしましたところの新憲法は、國民の福祉を以て我が國とするという精神に貫かれておるのであります。特に憲法第二十五条は、國民の基本的人權に基くところの國民厚生福祉が、國家の極めて重要な基本的要件であることを定めておるのであります。政府は、新憲法の大精神を具現するために諸般の國策を遂行するという趣旨の下に、各般の行政機構を定めたのであります。が、厚生省兒童局は又実にその重要な行政機構の一環であり、殊に兒童福祉法が國策の一環として制定せられて以來、國民はその機構による施策の全きを望みまして、これを期待しておるのであります。兒童福祉法の対象となるべき國民即ち十八歳以下の兒童の数は三千五百万人、又その母性たる婦人の数は二千数百万人に達するのであります。

これら大多數の兒童たちは、言うまでもなく平和なる民主的文化國家日本を明日より担わんとするところの輝かしい日本の將來を期待すべき兒童並びに母性であるのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

その健全なる福祉を圖することは、取りも直さず我が日本の將來を輝かし

約束するものであります。日本が眞に

平和にして文化的な國家を創造するた

めには、今日の純眞なる兒童を護り育

てることが何よりも緊要であります。

國民はこの輝かしき希望の下に、兒童

福祉法その他各般の福祉施策の適切な

運用を期待して、これを厚生省兒童

局にその希望をかけて今日に至つたの

であります。併しながら既往におきま

する厚生行政の部面は、尙未だ國民の

期待に副わざる点が多々ありましたの

で、むしろ兒童局は更にその機構を

對にこれを中止し、むしろ國民の期待

に副へべく積極的に福祉施策を強力に

遂行すべきであります。

以上のごとく、委員会におきまして

は終始熱烈なる意見の開陳がありまし

た結果、本請願並びに陳情の趣旨は、

正に現下緊要の要務であり、又極めて

妥當なるものであると認めまして、速

かにその趣旨を具現するよう、全員一

致本件に関する請願及び陳情はいずれ

も院議に付して、これを内閣に送付す

べきものと決定いたしました次第であり

ます。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言も

なければ、これより採決をいたします。

本請願及び陳情は、委員長報告の通り

採択し、内閣に送付することに賛成の

諸君の起立を請います。

(議員起立)

○副議長(松嶋喜作君) 議員起立と認

めます。よつて本請願及び陳情は全会

一致を以て採択し、内閣に送付するこ

とに決定いたしました。

○副議長(松嶋喜作君) 日程第九、自

由討議、本日自由討議は本院規則第

百四十七條による意見開陳といたしま

す。各発言者はそれ〴〵発言時間を遵

守せられんことを望みます。これより

発言を許します。

〔岩間正男君発言者指名の許可を

求む〕

○副議長(松嶋喜作君) 岩間正男君。

○岩間正男君 日本共産党は板野勝次

君を指名いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 板野勝次君の

発言を許します。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 昨日の衆議院本會議に

おきまして、考査特別委員会設置に關

する決議案が八十九名の修正意見を踏

みにじりまして可決されたのでござい

ます。これは總理がまだ施政方針演説

をやつていないのでありまして、丁度

グラ刷の縮刷版とでも言いたいよう

なものでありまして、或いは又序論

とでも言いたいようなものでありま

す。この委員会の問題の所在を明らか

にすると同時に、今参議院におきまし

ても、非日活動委員会の設置を一部の

委員の間で論議されているようであり

ますので、これらの諸問題について、

共産党は本日自由討議の議題として、

その問題の所在を明らかにしたい

と思ふのであります。

不当財産取引調査特別委員会は、戦

後日本の政治が独占資本と結び付いて

如何に腐り切つたものであつたかとい

うことを全國民の前に、更に全世界に

つきりさせた偉大な役割を果たして來た

のであります。併しまだその任務が終

つたのでもなく、石炭國管事件を初め

といたしまして、まだやつと手を離け

た程度の事件が幾つもあつたのでござ

います。それにも拘わらず、この國民が

不当財産の活動に非常に期待してあり

ますときに、何故に不当財産委員会を

考査特別委員会にすり替へたのか、こ

こに私は大きな問題があると思ふので

あります。吉田民自党内閣が現在強行

しようとしております最大の政策は、

何というても國家を反動的に作り変へ

ることです。このことを外電

は、ケデーイス民政局長が、日本の

脅威は日本の傳統という羊の皮を被つ

た全体主義の極右だと報じておるので

あります。警察制度を強めますために

行政整理を利用し、労働法規の改悪に

よつて民主勢力の一大部隊であります

ところの労働組合を圧迫し、権力を以

て一切の民主的な運動を弾圧するこ

と、又四十九年度予算を見まして、

現業員や警察関係の下級官吏の首を

切つて、警察方面を増大せしめるよう

な案を持ち、労働争議を犯罪と同一視

するような警察官に強い権限を與え

て、これらの警察官を人員裝備共に増

強いたしました。全官僚制度のうちで

警察的な比重に重点を置いて再編成し

ようとしてゐる。これはファシズムへの

歩みでありまして、このような暴力組

織の再建によつて民主的な一切の運

動、これに圧迫を加へ、特高警察的な

干渉と圧迫を加へようとしてゐるので

あります。數個の独占企業に對しまし

て生産を集中し、多くの民族産業と中小

商工業を破滅させて、失業と労働強化

をもたらし、この政策、このために

國家の予算を組み、このために大衆課

税を取立てる政策を強行しようとして

ゐる。このことのために反動的な國家

として再建して、民主的な運動を圧迫

する必要が出て來た。これが不当財産

を今度の考査委員会にすり替へた第一

の理由であり、更に民自党が公約を破

棄し、この失政に對する不満を抑える

ためと、第三番目には、不当財産委員

会でやつて來た問題をサボタージュし

ようとする意圖のために、昨日衆議院

において多數を以て考査委員会を設置

するに至つたと思ふのであります。吉

田首相は政界、財界、官界の綱紀肅正

を、前の國會におきましてその施政方

針の演説の中で明らかにして参つたの

でございまして、今日まで何ら

このような事態に對して手を離けて來

ていない。逆に暴政を強行するため

に、このような考査委員会を設けて來

てゐる。その調査の一つを挙げます

と、不正に租税の賦課を免れさせ、納税

を妨害する等、納税意欲を低下させる

ような行爲に對する調査を挙げてゐる

のであります。現在独占資本は脱税

に労働者も農民も、中小業者も過大な

税金で苦しんでゐる。更に予算面以上

の、數字以上のものが水増しで割當てら

れてゐる。租税の適正化をやつて参り

ます運動は當然であり、國家に對しま

すところの人民の基本的権利の行使で

あります。この基本的権利の行使の妨

害をしうとしてゐるのであります。

又調査項目の中に、供出を阻害する行

爲の調査を挙げてゐるのであります。け

れども、供出を阻害する行爲とは、戦

争から今日まで國家が約束して参りま

した必要な物資も與えないで、米價は

低賃金を維持するために、生産費を割

るような米價で抑へ、そうして中以下

の貧民は負担を重くかけ、農村の寄

生ボスが役人となるになつて勝手な眞

五五

似をするところから起るところの農民の正当な要求と、そうしてその運動を抑えようとしておるの外ならないのであります。更に不法に労働争議を挑発させる行為の調査であります。これも首を切る。賃金は遅配であり、欠配である。天皇制時代の強制労働的なやり方を労働協約として押し付けて行く。こうした不当な圧迫に対抗するようなことをさせないようになさうとしておる。又調査項目に、その他の諸行為で日本再建に重大な影響を與えるものと、その責任の所在を調査すると言つておるのでございますけれども、今日までのインフレを進めて参りました政策こそが、日本再建を妨けておる最悪の行爲である。「その通り」と呼ぶ者あり。而もその点で吉田首相と民自党とが最大の責任者であり、この責任を負うべきものはこれらの政党が負うべきものであるのにも拘りませず、このような内容を持つた考査特別委員会を作り出したことは、明らかに民主主義の破壊であり、軍國主義の復活である。曾て治安維持法を作るときに、共産党を取締ると言つたのであります。其は日本を侵略戦争に追込むためでありました。今日、非日活動委員会の内容を持つた考査委員会の設置は、明らかにこのような内容を持つておるものであります。従つて本月十五日の朝日新聞の社説におきまして、非日委員会設置に疑義を挟んだ論説が出ておりました。その一部に、「過去の日本の軍國政治が、自由な民衆運動の抑圧と、厳しい言論弾圧によつて真

付けられ、ついに破局的戦争にまで追いやられた経緯は、記憶に生々しい。自由な政治活動こそ日本の再建を過誤から救う基礎となるものである」と警告しておるのでございます。非日の内容を持つておる考査委員会は、憲兵、特高政治の復活の準備手段であります。このような内容を持ち、軍國主義の復活を企てようとするこの行為は断じて許されるべきでなく、これは極東委員会の決定やボツダム宣言に違反するものであり、みずから作つておる憲法の諸條項に違反しておるものであると断ぜざるを得ないのであります。従つて現在公然と公約を裏切り、横暴な軍國主義と戦争を呼び起そうとしておる現在の民自党の政策こそ、全く非日的であり、全く破壊であるのであります。我々は人民の名において衆議院のこの考査特別委員会の……

○副議長(松嶋喜作君) 板野君、時間が経過いたしました。

○板野勝次君(続) 八十九名の共同修正案でありますところの、不当財産取引調査特別委員会の即時実施を要請いたしますと共に、参議院において、若し非日活動委員会のごときものが設置されますならば、これこそ國体明徴の再版であることを警告いたしまして、私の所見を終る次第であります。

〔矢野西雄君署名者指名の許可を求む〕

○副議長(松嶋喜作君) 矢野西雄君。○矢野西雄君 綴風会には町村敬貴君を指名いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 町村敬貴君。

〔町村敬貴君登壇、拍手〕

○町村敬貴君 私は多年北海道において農業を経営しておるものでございまして、今日我々に取つて最も重要な食糧増産の問題につきまして、私の農業者の立場からの体験に基いて、その所信の一端を申し上げたいと思ひます。

日本は元來米作に関する限りは、その反当收量においても恐らくはこれは世界一と思われまゝ。又國民の関心も絶對的でありまして、この米作によつて過去の日本の食糧危機といふものが突破されて来たといふこの事實は誠に當然の語でございまして。併しながら日本全耕地が六百五十万町歩、その半ばは畑作でございまして。ところが、この水田の優秀さに比べまして、畑作は至つて低調であります。これをデメンターあたりに比しまするといふと、その反当收量は畑作においては全く半分からいしかなないのであります。欧米人は藁や雜穀を主食として立派に食生活を行なつておる。我が國では藁は米の換算で、主食として配給はされておりますが、國民はこれを主食としてはどうも物足りない、やはり米に依存をするものが多くあります。これは止むを得ない現象でございまして、これを止むも、今にしてこの因襲を或る程度是正しない限りは、我が國の食糧問題の前途に明るい見通しは付かないと思ひます。第一、藁や雜穀を主食として利用する方法の研究であります。第二には、畑作生産を改良し、これを水田生産の水準まで引上げて来る。そうしてこの食糧増産の完遂を図ることであるとと思ひます。

第一の利用の面でございますが、私は今日は藁といふものにつきました。これは原形のままでその調理法を研究するということが非常に大膽だと思ふのであります。欧米人は殆んど藁は主食に近いものでございまして、ドイツにおいては藁の料理を約三十種類くらい若き女性が若し知らぬとすれば、お嫁に行く資格がないといふやうなくらいに、この藁の問題に対しては非常なる研究を拂われておるのであります。然るに我が國では藁は極めてまじいものである、米があれば藁といふものには割合に触らないといふようなことが一般であります。又この藁はこれを粉にします粉化工業を興す必要があるものであります。そうしてこの藁といふものは立派な粉になります。この藁の粉といふものは殆んどその榮養價及びカロリーの計算におきましては、小麦粉とは殆んど変わらないのであります。それで、これをつまみ小麦粉に混ぜまして、パンとか菓子とか、麵類とかいふものに用いますれば、これは立派に用いられるものであります。又この粉化工業は一面において諸種の貯蔵價値を高め、甘藷の腐敗を防ぎ、馬鈴薯の凍結を完全に防ぐこともできます。過去における莫大な損害を絶無ならしめるようなことができると思ひます。

従來政府は米に対する熱意に比べまして、藁に対しては案外冷淡でありました。國民も亦主食とする意欲が誠に薄い。従つて畑作の増産に対する関心が高まつて来なかつたのも事実でござい

ます。これは食糧増産の上に基いた遺憾なことでございまして。今後は國家がこの方面に對して積極的に努力を拂うべきであると信するものでございまして。粉化の模式といふものは米國あたりでは多岐にいろいろ方法があります。只今のところでは、これを一旦蒸煮しまして粉化をするものが一番満足な成績を擧げております。この大規模な工場として、北海道には今ただ一つ、熱ローラーを用いて乾燥している方法を採用してゐるところが一工場ございまして、併し私は全国的に農村工業として、この種の企業が各地に起ることを切望するものでございまして。(拍手)

曾てドイツもこの粉化工業によつてその食糧問題を解決したと聞いております。日本も米ではとにかくその絶対量が不足である限り、國內に生産する諸を余すところなく徹底的に利用しなければならぬのでございまして。昨午ミシガン大学のホイラー博士が北海道に數回の栽培に對して有益なる指導を與えた。その成果は非常に多くの農民から感謝を受けております。今後の諸種の増産といふことについて、甘藷、馬鈴薯を通じて大なる期待はできるのでございまして、如何に増産しようとしても、その処理、利用の研究を怠つたならば、折角の増産も無駄となるのでございまして。故に藁類を完全に利用しまして遺憾なき施策を講ずべきだと思ひます。

第二に、畑作の生産の改良と、その増産の問題でございまして、國は今や農地の開墾にあらゆる努力を拂つておりま

す。併しそのやり方が各道府縣一律一齊に行なつてゐる。私はこれは誠に平凡な策だと思つてゐる。中にはよく行つてゐる所もございすが、多く失敗に終つてゐる所も多いのでございす。これは私は國自身が全責任を背負つて、の重点主義に開墾事業に當るべきであると思つてゐる。さもないならば、なか／＼これが徹底しないのではないかと思はれる。私は北海道や東北地方に横たわるところの泥炭地、濕地、干拓地、これを合しまするといふと、五十万町歩の畑が何ら生産なくして寝てゐるのでございす。從來のごとき姑息の手段でやつたのでは到底これは物にならないのでございす。これをどうして本格的にやりまするのには、先ず大きなところの河川を掘鑿して、計画的排水の基礎を作るのでなければ到底いかなのでございす。私は曾てカリフォルニアのスタックトンにおいて、この方法により立派に泥炭地で成功してゐる所を見たのでございす。これは昔、牛島藩といふ馬鈴薯王がこの場所を始めたのでございす。即ち國として資源を総合的に開墾する大きな見地から、政府みずから全面的にこれを引受け、そうして入植者に対して最も親切な行き方をしなければならぬのではないかと思ひます。現在のごとき耕地を求めに急な余り、濫りに森林を伐採して、効果の著らざる開墾を行なつてゐることは、

國家百年の大計から見て、誠にこれは誤まりではないかと思つてゐる。さういふ（拍手）先ず泥炭地帯、濕地及び干拓地、この眠れる資源の開墾に重点を置くことが必要であると私は力説するのでございす。

次に耕作の方法の改善でございすが、御承知の通り我が國の耕作法は、幾百年となく表土の農業をやつて來た。いわば三四寸の間を耕作してゐるのでございす。そのためにこの三四寸の下に堅い磐ができてゐる。恐らくは九州から北海道に通じてこの下層磐といふものができてゐるのでございす。これは普通の農家には分らずにおゐる。併しこの磐があるために全く地下と縁を切られてゐるために、場合によりまゝと僅かの雨が降ると直ぐ雨の害を蒙り、又僅かの旱魃があらまゝと、直ちにその旱魃の害を受ける。これは只今米國では盛んにサブ・ソイラー、即ち下層土破砕機と申しまして、このりいう機械によつてこの地下を破つてゐる。この地下を破ることにによりまして空氣は滲透して來る。又い／＼な作物の根は自由に地下に滲透してゐるのでございす。こゝういふ結果から同一面積を約二倍にこれは使える結果となるのでございす。私はこれを自分が北海道におきまして実行しまして、その効果を親しく見てゐるのでございす。この方法には畜力、動力両方の行き方によつて、の機械を引張ればよいの

であります。これは誠に簡単な行き方のものであります。私はこゝういふ面において是非とも政府がこれを取上げて奨励すべきだと思つてゐるのであります。（拍手）

又日本は水田地帯で二毛作が可能な地でありながら、濕田のために農作が不可能な所が沢山あるのであります。一例を挙げれば新潟縣は最もその多い所だと思つてゐる。併しこれはいゝわば行き方によりまして暗渠排水、或いは明渠排水、こゝういふものをつまみ併設をしまして、そうして後に機械力排水によつてその水を排除すれば、この問題は誠に樂に解決をする問題でございす。私は是非一つこゝういふような立派な効果を持つておつて、ただ一作しか獲れないといふところの水田地は、誠にこれは惜しいものであると思つてゐる。併しこゝういふ結果として、二毛作によつて畑作の増産を圖るばかりでなく、水田そのものに對しまして、從來の濕田のときよりは、非常にその水田としての効果が多いのであります。こゝういふ点を深く私は考える必要があるのではないかと思ひます。政府が若し國策的にこの土地資源を開墾を提げて、そうして食糧自給のために邁進するならば、恐らくはこれは國策方面においても、もつ／＼有効な援助と支援を與えられるだらうと私は思つてゐるのであります。政府においては今回内閣に總合國土

開発審議會及び北海道總合開發審議會を設置されたのでございす。極めてその時宜に適合したことは思ひますが、私はこの審議會において十分これらの問題を討究されまして、是非これを実行に移して頂きたいと思つてゐるのであります。（拍手）御清聴を感謝いたします。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君） 本日の自由討論は、議事の都合上、明日引續いて行うこととし、本日の自由討論は、これにて延期することに御異議ございせんか。

○副議長（松嶋喜作君） 報告をいたさせます。

○副議長（松嶋喜作君） 報告をいたさせます。

○副議長（松嶋喜作君） 報告をいたさせます。

○副議長（松嶋喜作君） 報告をいたさせます。

○副議長（松嶋喜作君） 報告をいたさせます。

す。商工委員長小畑哲夫君。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

貿易公國法の一部を改正する法律案

右

昭和二十四年三月二十八日
内閣總理大臣 吉田 茂

貿易公國法の一部を改正する法律案

貿易公國法の一部を改正する法律案

貿易公國法（昭和二十二年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「食糧貿易公國」を削る。

第四條第一項中「食糧貿易公國」を削る。

第十六條第三項中「原材料貿易公國」を「貿易公國」に改め、同條第二項を削る。

附則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

食糧貿易公國及び原材料貿易公國は、前項の時に解散する。

食糧貿易公國及び原材料貿易公國は、解散の後においても、清算

の目的の範囲内においては、その清算の終了に至るまでは、なお存続するものとみなす。

4 清算中の食糧貿易公團及び原料貿易公團の資産及び債務であつて、昭和二十四年六月三十日に現に存するものは、その時に貿易資金特別会計において承継する。

5 前三項に定めるものの外、食糧貿易公團及び原料貿易公團の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の時までにした行為に対する罰則の適用に關しては、貿易公團法第二條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔小畑哲夫君登壇、拍手〕

○小畑哲夫君 只今議題となりました貿易公團法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

この法案は、今年三月五日、連合國最高司令官の日本政府宛書により、食糧及び原料貿易公團を三月三十一日を以て廢止し、この二公團の從來取扱つていた業務のうち、四月以降も尚存続することを要するものは他の政府機關に移管すべきことが要請され、これに基いて提案されたものであります。法案の要旨は、第一に食糧貿易公團及び原料貿易公團の二つを三

月三十一日を以て廢止すること、第二に、右二公團の業務のうち尚存続を要するものは、現存する食糧貿易公團及び原料貿易公團においてもなし得ること、第三に、廢止される二公團の資産及び負債のうち六月三十日までに清算を完了しないものについては、貿易資金特別会計において一括承継し、その資産の有効利用及び負債の適正処理をなさしめることであります。

次に、質疑に入り、貿易公團をこのように二公團に整理することの経緯並びに整理される人員の詳細について質疑がありました。その詳しいことは速記録に譲りたいと思います。かくて討論採決の結果、多数を以て原案通り可決されたのであります。以上簡単に御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松崎喜作君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長(松崎喜作君) 過半数と認めます。よつて本案は可決されました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

○本日の會議に付した事件

一、常任委員辭任及び補欠の件

一、兩院法規委員及び彈劾裁判所裁判員辭任及び補欠選任の件	宇都宮 登君	江熊 哲翁君	淺岡 信夫君	池田宇右衛門君
一、日程第一、石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案	小野 哲君	加賀 操君	堀 末治君	西川基五郎君
一、日程第二、配炭公團法の一部を改正する法律案	柏木 康治君	鎌田 逸郎君	大島 定吉君	鈴木 安孝君
一、日程第三、日本專賣公社法の一部を改正する法律案	河井 彌八君	來馬 琢道君	黒田 英雄君	寺尾 豐君
一、日程第四、公共企業体労働關係の一部を改正する法律案	高良 とみ君	小杉 イ子君	草葉 隆園君	石坂 豊一君
一、日程第五、食料品配給公團法の一部を改正する法律案	小宮山常吉君	小林米三郎君	染田 政次君	小杉 繁安君
一、日程第六、國家公務員法の一部を改正する法律案	西郷吉之助君	佐藤 尚武君	今泉 政喜君	松野 喜内君
一、造船局振置運轉資本の増加等に関する法律案	新谷寅三郎君	鈴木 直人君	黒川 武雄君	深川タマエ君
一、船員保險特別會計法の一部を改正する法律案	竹下 豐次君	伊達源一郎君	木内キヤウ君	平岡 市三君
一、失業保險特別會計法の一部を改正する法律案	田中耕太郎君	中川 以良君	城 義臣君	星 一君
一、地方財政委員會法の一部を改正する法律案	野田 俊作君	堀井 伊介君	中川 幸平君	重宗 雄三君
一、日程第七の諸議及び日程第八の陳情	藤井 丙午君	堀越 儀郎君	西山 龜七君	伊東 隆治君
一、日程第九、自由討論	町村 敬貴君	松村眞一郎君	佐々木鹿藏君	境野 清雄君
一、貿易公團法の一部を改正する法律案	三島 通陽君	宮城タマヨ君	淺井 一郎君	廣瀬與兵衛君
一、地方財政委員會法の一部を改正する法律案	村上 義一君	矢野 西雄君	左藤 義詮君	小串 清一君
一、日程第七の諸議及び日程第八の陳情	赤澤 與仁君	安部 定君	水久保基作君	木曾三四郎君
一、日程第九、自由討論	飯田精太郎君	伊藤 保平君	木内 四郎君	鬼丸 義賢君
一、貿易公團法の一部を改正する法律案	大山 安君	奥 むねお君	櫻内 辰郎君	田中 信義君
一、地方財政委員會法の一部を改正する法律案	岡部 常君	岡本 愛祐君	谷口彌三郎君	油井賢太郎君
一、日程第七の諸議及び日程第八の陳情	岡元 義人君	木下 辰雄君	石川 準吉君	石川 一衛君
一、貿易公團法の一部を改正する法律案	九鬼紋十郎君	楠見 義男君	小畑 哲夫君	竹中 七郎君
一、地方財政委員會法の一部を改正する法律案	山田 佐一君	中山 壽彦君	入交 太藏君	安達 良助君
一、日程第七の諸議及び日程第八の陳情	島津 忠彦君	下條 康麿君	高橋 啓君	小林 勝馬君
一、貿易公團法の一部を改正する法律案	宿谷 榮一君	大野木秀次郎君	中平常太郎君	内村 清次君
一、地方財政委員會法の一部を改正する法律案	遠山 丙市君	小林 英三君	大隈 信幸君	門屋 盛一君
一、日程第七の諸議及び日程第八の陳情	田村 文吉君	玉置吉之丞君	鈴木 順一君	天田 勝正君
一、貿易公團法の一部を改正する法律案	寺尾 博君	徳川 宗敬君	島田 千壽君	奥 主一郎君
一、地方財政委員會法の一部を改正する法律案	一松 政二君	藤野 繁雄君	下條 恭兵君	小泉 秀吉君
一、日程第七の諸議及び日程第八の陳情	帆足 計君	穂積眞六郎君	林屋龜次郎君	中井 光次君
一、貿易公團法の一部を改正する法律案	岡田喜久治君	小野 光洋君	稻垣平太郎君	大野 幸一君
一、地方財政委員會法の一部を改正する法律案	山本 勇造君	結城 安次君	伊藤 修君	河崎 ナツ君
一、日程第七の諸議及び日程第八の陳情	藤井 新一君	北村 一男君	島 清君	板野 勝次君
一、貿易公團法の一部を改正する法律案	西川 昌夫君	川村 松助君		

岩間 正男君 兼岩 傳一君
 鈴木 清一君 水橋 藤作君
 千葉 信君 木村嘉八郎君
 塚本 重藏君 齋 武雄君
 村尾 重雄君 千田 正君
 羽仁 五郎君 藤田 芳雄君
 山田 節男君 岡田 宗司君
 若木 勝藏君 栗山 良夫君
 川上 嘉君 吉川末次郎君
 河野 正夫君 三好 始君
 米倉 龍也君 佐々木良作君
 和田 博雄君 三木 治朗君
 木下 源吾君 青山 正一君
 駒井 藤平君 小川 久義君
 岩男 仁藏君 鈴木 憲一君
 岡村文四郎君
 國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

政府委員

人事院總裁

淺井 清君

大藏政務次官

田口政五郎君

厚生政務次官

淺岡 信夫君

農林政務次官

池田宇右衛門君

商工政務次官

小林 英三君

労働政務次官

宿谷 榮一君

【参照】

二十八日議長において、議席を左の通り変更した。

一九 高良 とみ君

定價 一部 四円五十銭
送料 実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇 圖書課